

令和5年2月28日(火曜日)



(発信者)
野々市市 市民協働課 広報広聴係
電話番号 076-227-6056
FAX 番号 076-227-6259
Mail kyoudou@city.nonoichi.lg.jp
HP <https://www.city.nonoichi.lg.jp>

職員の懲戒処分について

本日、2月28日(火)付で、本市職員を懲戒処分といたしました。

- 1 被処分者 総務部 課長補佐 50代
- 2 処分年月日 令和5年2月28日(火)
- 3 処分内容 懲戒免職

4 事案の概要

(酒気帯び運転による検挙及び報告義務の不履行)

- ・ 令和3年3月6日(土)午後10時30分ころ、当該職員が自宅で飲酒后、飲食店に向かうため自転車を運転していたところ、踏切の一時不停止のため警察に呼び止められた。その事情聴取中に行った呼気検査により基準値を超えるアルコールが検出され、酒気帯び運転で検挙されたが、その事実を市に報告することなく、令和5年2月まで隠し続けた。
- ・ 酒気帯び運転による道路交通法違反により令和3年5月27日付で運転免許の取消し及び2年間の欠格期間(免許試験を受けられない期間)の行政処分を受け、無免許の状態である事実を令和5年2月まで隠し続けた。

(有印公文書偽造)

- ・ 令和4年4月、市が全職員に対して運転免許証の所持及び有効期間の確認のため、運転免許証の写しの提出を求めた際、当該職員は酒気帯び運転での検挙の事実を隠蔽するために、交付日、有効期間、顔写真等を偽造した運転免許証の写しを市に提出した。

(職務専念義務違反)

- ・ 当該職員の職務上、業務で運転する必要性はあったにもかかわらず、運転免許証を自宅に忘れてきた等の嘘の弁明を繰り返し、業務上運転することを拒み続けた。

上記事案について、令和5年2月8日(水)午前8時40分ころ、市役所で実施したアルコールチェックにより当該職員から基準値を超えるアルコールが検出されたことを発端に判明したもの。

5 処分の理由

当該職員は2年間の運転免許取消しの行政処分を受けていることから、呼気中0.25 mg/ℓ以上のアルコールが検出される状態で走行していたと思料され、重大な人身事故等を引き起こす可能性がある状態で運転していたことが判明した。このことは飲酒運転に対する社会的批判の高まりや市役所内の飲酒運転撲滅に向けた取組みを認識しながらの極めて重大な法令違反であった。

また、酒気帯び運転による検挙後、市にすぐさま報告すべき義務があったものの、その報告を怠ったばかりでなく、その事実を隠蔽するために運転免許証の写しを偽造し、加えて業務上運転

する必要があったにもかかわらず運転を拒否し続ける等、検挙後の当該職員の行動についても極めて悪質であった。

率先して法令を守りかつ尊重すべき公務員が悪質な法令違反を行ったことは市政の執行及び職員全体に対する市民の信頼と信用を著しく失墜させるものであり、被処分者の責任は重く、よって本件は、地方公務員法第 29 条第1項第1号、第2号及び第3号の規定に該当するものと判断し、懲戒処分とし、処分の量定については免職が相当であるとしたもの。

6 その他

当該職員から偽造された運転免許証の写しの提出を受けたことに関しては、告発を前提に現在警察と相談中であるもの。

お問い合わせ先

総務部 秘書課 職員係 担当 後道、仲川 TEL 227-6022